

監査の結果により講じた措置について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定に基づき、神奈川県知事から監査の結果により措置を講じた旨の通知があったので、その内容を公表する。

平成 27 年 5 月 19 日

神奈川県監査委員	真 島 審 一
同	高 岡 香
同	太 田 眞 晴
神奈川県監査委員職務執行者	古 沢 時 衛
同	岩 本 一 夫

1 措置の対象となった監査の結果

平成 27 年 1 月 13 日（神奈川県公報定期第 2649 号）神奈川県監査委員公表第 1 号で公表した不適切事項又は要改善事項のうち教育委員会を除く 1 箇所に係る 2 事項

2 監査の結果及び講じた措置の内容

< 保健福祉局 >

本庁機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
保健医療部 県立病院課	平成26年12月 9日（平成26 年11月25日職 員調査）	（不適切事項） 物品管理事務において、平成25年4月30日付け会計局長通知に基づく現物照合に当たり、社会福祉法人神奈川県総合リハビリテーション事業団に無償貸付けしている県所有の物品のうち、63点（帳簿価額計56,351,582円）について台帳と現物の数に差があったことを把握していたにもかかわらず、全て現物照合ができたものとして保健福祉局総務室に報告していた。 （要改善事項） 契約事務において、社会福祉法人神奈川県総合リハビリテーション事業団（以下「事業団」という。）との神奈川県総合リハビリテーションセンター手数料徴収事務委託	不適切事項については、台帳と現物の数に差があったことを把握していたにもかかわらず、適正な報告ができなかったことは、物品管理において著しく適正を欠くものと認識している。 今後は、このようなことがないよう、物品管理の重要性を改めて認識し、十分に調査期間を確保して物品の現物照合を実施するとともに、貸付先の現物照合に立会い、実施状況を確認するなどにより、適正な事務執行に努めることとした。  要改善事項については、手数料徴収事務委託の契約書の記載内容について見直し、徴収事務を行うための必要経費は指定管理料で措置する旨の記載に変更することとし、平成27年2月16日に変更契約を締結した。

		契約（以下「本件委託契約」という。）の締結に当たり、契約内容と異なる記載が契約書にあった。 （以下省略）	
--	--	---	--